

村山市監査委員公告第4号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年2月4日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 総務課
2. 監査の期間 令和2年1月20日から令和2年2月4日
3. 監査の範囲 平成31年1月1日から令和元年12月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第3条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和2年1月20日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
5. 監査の結果 次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

時間外勤務手当の支給について、返納すべきものがある。

振替勤務日に時間外勤務をした際の時間外勤務手当を、勤務日の時間外勤務単価区分の125/100で支給すべきところ、週休日の時間外勤務単価区分の135/100で支給しているものがある。

【注意事項】

寄付採納された物品において、寄付物品取得票が作成されていない。村山市財務規則第4条、第107条に則り手続きされたい。